

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 1 号

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市児童福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第7条の10の次に次の1条を加える。

（家庭支援事業の支援提供の措置決定通知）

第7条の11 福祉事務所長は、法第21条の18第2項の規定による措置をとるときは、支援提供措置決定通知書（第15号の19様式）により家庭支援事業を行う者及び本人等に通知しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の措置を解除し、停止し又は変更するときは、支援提供措置決定通知書により家庭支援事業を行う者及び本人等に通知しなければならない。

第18条の5の見出し中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、同条第1項中「家庭的保育事業の」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の」に、「家庭的保育事業等認可申請書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可申請書」に改め、同条第2項中「家庭的保育事業等変更届」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業変更届」に改め、同条第3項中「家庭的保育事業等廃止承認申請書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止承認申請書」に、「家庭的保育事業等休止承認申請書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業休止承認申請書」に改める。

第35条を第36条とし、第32条から第34条までを1条ずつ繰り下げ、第31条の次に次の1条を加える。

第32条 法第21条の18第2項の規定による措置に要する費用は、その全額を市が負担する。ただし、当該措置に係る支援の継続に支障がないと明らかに認められる場合は、市長が別に定めるところにより、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、法第56条第2項の規定による徴収を行うこと

ができる。

様式目次中

15の18	廃止・休止・再開届出書	第7条の10第4項 、第9条の19第2 項
-------	-------------	-----------------------------

を

15の18	廃止・休止・再開届出書	第7条の10第4項 、第9条の19第2 項
15の19 (1) (2)	支援提供措置決定通知書	第7条の11第1項 ・第2項

に、「家庭的保育事業等認可申請書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可申請書」に、「家庭的保育事業等変更届」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業変更届」に、「家庭的保育事業等廃止承認申請書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止承認申請書」に、「家庭的保育事業等休止承認申請書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業休止承認申請書」に、「第32条第2項」を「第33条第2項」に、「第32条第3項」を「第33条第3項」に、「第33条」を「第34条」に、「第34条」を「第35条」に改める。

第15号の18様式の次に次の2様式を加える。

第15号の19様式(1)

福祉事務所→家庭支援事業を行う者

様		第 年 月 日 第 年 月 日
支援提供措置決定通知書		
川崎市 福祉事務所長 印		
児童福祉法第21条の18第2項の規定による家庭支援事業による支援の提供について、次のとおり決定しましたので通知します。		
児 童 氏 名		生年月日 年 月 日
保 護 者 氏 名		続 柄
保 護 者 住 所		
提 供 事 業 名		
提 供 事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地		
措 置 の 内 容		
措 置 の 日 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	
理 由		

第15号の19様式(2)

福祉事務所→本人等

様		第 年 月 日 第 号 日
支援提供措置決定通知書		
川崎市 福祉事務所長 印		
児童福祉法第21条の18第2項の規定による家庭支援事業による支援の提供について、次のとおり決定しましたので通知します。		
児童氏名		生年月日 年 月 日
保護者氏名		続 柄
保護者住所		
提供事業名		
提供事業所の名称及び所在地		
措置の内容		
措置の 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	
理 由		

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第35号の5様式中「家庭的保育事業等認可申請書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可申請書」に改め、「印」を削り、「家庭的保育事業等の」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業の」に改め、「定員」の次に「（余裕活用型乳児等通園支援事業の場合は記載不要）」を加える。

第35号の6様式中「家庭的保育事業等変更届」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業変更届」に改め、「印」を削り、「家庭的保育事業等の」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業の」に改める。

第35号の7様式中「家庭的保育事業等廃止承認申請書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止承認申請書」に改め、「印」を削り、「家庭的保育事業等を」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業を」に、「保育を」を「保育又は乳児等通園支援を」に改める。

第35号の8様式中「家庭的保育事業等休止承認申請書」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業休止承認申請書」に改め、「印」を削り、「家庭的保育事業等を」を「家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業を」に、「保育を」を「保育又は乳児等通園支援を」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。